● 事業の効果的･効率的な実施を図るため、平成22年度より以下の対応を実施

１ 執行面での対応

① 執行額の節減を図るため、企画競争入札から一般競争入札へ変更

② 民間企業の参入が可能となるよう入札参加要件を緩和

③ 事業数値目標の高水準化
（年次有給休暇の平均取得率　21年度 2%向上 → 22年度 3.5%向上）

２ 予算面での対応

○ 執行実績を踏まえ予算額を大幅に削減

21年度予算	→	22年度予算	
(505百万)		(150百万)	△3．5億円

・ 支援対象となる中小企業集団数の削減

21年度予算	→	22年度予算	
(509集団)		(200集団)	△309集団

・ １集団当たりの単価を削減

主な変更点	２１年度仕様書	２２年度仕様書
対象となる中小企業集団	規定せず 実施要綱において、 「中小企業集団は、同一地域、同一業種、企業系列別等の集団で常時３００人以下の労働者を雇用する事業場の占める割合が構成事業場の２分の１以上であること。」 と規定	「①予め労働局が中小企業集団を選定している場合 中小企業集団名を記載すること。 ②事業実施団体に中小企業集団の選定を行わせる場合 労働時間等設定改善援助事業の実施を希望する中小企業集団を○集団選定すること。（労働局で予定価格を考慮して記載） なお、中小企業集団については、以下の基準を満たすこと。 ア　１中小企業集団の構成事業場は原則１０以上であること。 イ　○○都道府県内の集団（同一地域、同一業種、企業系列等の企業集団）であって、かつ、常時３００人以下の労働者を雇用する事業場の占める割合が構成事業場全体の２分の１以上であること。 ウ　労働時間等の設定の改善を推進する意欲があること。」 と規定
アドバイザーの選任要件	「中小企業集団及びその構成事業場に仕事の進め方にまで踏み込んだ助言・指導等を行うことから社会的信望があり、かつ、労働時間制度又は企業経営に関し専門的な知識を有する者」 と規定	「中小企業集団及びその構成事業場に仕事の進め方にまで踏み込んだ助言・指導等を行うことから、社会的信望があり、かつ、労働時間制度又は企業経営に関し専門的な知識を有する者であって、以下のア又はイの要件を満たすものを必要に応じて複数配置すること。 ア　社会保険労務士又は中小企業診断士の資格取得者で、２年以上実務に従事した経験を有する者 イ　労働時間等の設定改善又は労務管理に関し専門的な知識を有する者であって、これらの知識の有する職務に３年以上従事した経験を有する者」 と規定
アドバイザーに対する研修	規定せず	研修の実施を必須とし、その内容及び時間の目安を示した。
アドバイザーの実施する業務	「労働時間等設定改善計画」の作成「個別事業場訪問による助言・指導」など実施事項のみを規程	「労働時間等設定改善計画」の作成「個別事業場訪問による助言・指導」などの実施事項の具体的な内容を詳細に規定 （例） ○「労働時間設定改善計画」の具体的取組事項として、 ・「年次有給休暇を取得しやすい環境の整備」 ・「所定外労働の削減」 を必須としたこと。 ○アドバイザーの個別訪問等の助言・指導等を３７日以上とするとともに、構成事業場ごとに１回以上個別訪問を行うこととしたこと。 ○中小企業集団ごとに講習会又はセミナーを１回以上開催すること。
事業のスケジュール	規定せず	各実施事項ごとの具体的な実施時期の目安を示した。